

嘉川自治連合会（嘉川地域づくり協議会）規約

（目的）

第1条 この会は、住みよい嘉川地域を創造するため、自治会及び各種活動団体と連携し、地域の調和のとれた発展に寄与することを目的とする。

（事業）

第2条 この会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域住民の健康と福祉活動の促進、子育てや青少年育成、文化・教養の向上に関すること。
- (2) 地域環境の保持・改善、防災体制の確立等を含めた総合的なまちづくり計画に関すること。
- (3) その他地域の活性化に必要な施策に関すること。

（名称及び所在地）

第3条 この会は、嘉川自治連合会（嘉川地域づくり協議会）と言い、事務所を嘉川地域交流センター内に置く。

（組織）

第4条 この会は、次の各号から選ばれた委員で組織する。

- (1) 自治会代表者
- (2) 公共的団体組織の代表者
- (3) 有識者

2 前項に掲げる者のうち、その役職により選ばれた委員は、退任と同時にその職を失う。但し、役員については、この限りでない。

（役員）

第5条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 4名
- (3) 理事 40名以内
- (4) 監事 2名

（選任）

第6条 この会の役員は、次のとおり選任する。

- (1) 会長・副会長は、理事の互選とする。
- (2) 理事・監事は、総会において委員の中から選任する。

（任務）

第7条 この会の役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、会務を総理し、この会を代表する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。

(3) 理事は、理事会を構成し、重要案件を審議するとともにこの会の業務を執行する。

(4) 監事は、会計を監査する。

(任期)

第8条 役員及び委員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

2 補欠役員及び委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第9条 この会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会に諮り、会長が委嘱する。

3 顧問は、会議に出席し、意見を述べることができる。

(会議)

第10条 この会の会議は、総会及び理事会とし議長は会長が指名する。

2 総会は、毎年1回以上開き、次の事項を議決する。

(1) 第2条に掲げる事業に関すること。

(2) 年度の予算及び決算。

(3) 規約の改廃。

(4) その他、会長が必要と認めた事項。

3 理事会は、会長が必要と認めた場合に開き、この会の事業の執行などについて協議する。

4 会議は、出席者の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(部会)

第11条 この会は、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会の委員は、会長が指名する。

3 部会には、部会委員の互選により部会長・副部会長を置く。

4 部会長は、部会を統括し、副部会長は、部会長を補佐する。

5 部会委員は、部会に属する事項を調査審議し、この会の決定した事項の推進にあたる。

6 部会の会議は、この会の会長が招集し、議事は部会長が行う。

(協力)

第12条 この会は、事業を遂行するために必要がある場合は、関係者に対し資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第13条 この会の庶務を処理するため、事務局を置くことができる。

事務局の設置に必要なことは、会長が理事会に諮って定める。

(資金)

第14条 この会の経費は、町内負担金・助成金・寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第15条 この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

(その他)

第16条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が理事会に諮って定める。

(附 則)

- 1 この規約は、昭和40年10月1日から施行する。
- 2 この改正規約は、昭和51年5月20日から施行する。
- 3 この改正規約は、平成3年4月1日から施行する。
- 4 この改正規約は、平成7年7月1日から施行する。但し、役員については、今期(平成6年4月1日から2年)に限り、会長・副会長及び既設部会長・副部会長をもって理事とする。
- 5 この改正規約は、平成9年4月1日から施行する。(理事1名増)
- 6 この改正規約は、平成10年5月23日から施行する(理事3名)
- 7 この改正規約は、平成12年5月21日から施行する(理事)
- 8 この改正規約は、平成14年5月11日から施行する。(名称)
- 9 この改正規約は、平成16年5月9日から施行する。(第5条副会長3名)
- 10 この改正規約は、平成20年5月10日から施行する。(第1条、第2条)
(副会長4名、理事20)
- 11 この改正規約は、平成22年5月15日から施行する。
(名称、第3条、第5条理事25名以内、第10条事業の執行)
- 12 この改正規約は、平成24年5月19日から施行する。
(役員、第5条理事30名以内 会議 第10条)
- 13 この改正規約は、平成27年5月16日から施行する。
(役員、第5条理事40名以内)

第4条関係

1号委員

赤坂自治会
干見折自治会
免地自治会
矢広団地町内会
稽古屋自治会
宮の原自治会
東本郷自治会
西本郷自治会
上中野区会
下中野自治会
中野緑団地自治会
中田畑自治会
福岡自治会
上嘉川自治会
中市自治会
丸山団地自治会
嘉川市区自治会
大原自治会
岡自治会
原自治会
向原自治会
高見自治会
相原自治会
東今津自治会
岡屋自治会
今津ヶ丘自治会
幸の橋団地自治会
上高根自治会
上渡り自治会
下高根自治会
原条東自治会
原条西自治会
今井区自治会
北の江東自治会
北の江西自治会
深溝東自治会
深溝西自治会
寄江自治会
唐樋自治会

2号委員

嘉川地区民生委員児童委員協議会
嘉川地区社会福祉協議会
嘉川地区福祉員協議会
嘉川母子保健推進協議会
嘉川地区更生保護女性会
嘉川地区人権学習推進協議会
嘉川地区青少年健全育成協議会
嘉川地区子ども会育成連絡協議会
嘉川婦人会
嘉川地区老人クラブ連合会
嘉川地区食生活改善推進協議会
嘉川みおつくしの会
嘉川高齢者生きがいセンター なごみの家
山口市消防団川西方面隊嘉川分団
嘉川消防後援会
嘉川地区交通安全対策協議会
嘉川地区防犯対策協議会
嘉川地区婦人組織連絡協議会
嘉川子育て支援連絡組織“みらい”
嘉川子ども館しゅっぽっぼ
嘉川幼児学級
嘉川読書クラブ
嘉川地区社会体育推進委員会
嘉川昭和会
嘉川商工振興会
嘉川まちづくり委員会
山口市農業委員会委員
嘉川特別林野区林野委員
嘉川郷友会
嘉川遺族会
山口市立川西中学校
山口市立嘉川小学校
山口市立興進小学校
川西中学校PTA
嘉川小学校PTA
興進小学校PTA
川西中学校教育後援会
嘉川小学校教育会
興進教育会
三つ葉保育園
嘉川保育園
山口中央農協嘉川支所
山口県漁業協同組合嘉川支店

3号委員

有識者
